特別清算開始

令和８年（ヒ）第５号

福岡県飯塚市上三緒1番地23
清算株式会社　株式会社こうゆう電気工事
代表清算人　　福田　祥子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

福岡地方裁判所飯塚支部

令和８年（ヒ）第２号

山梨県富士吉田市新西原４丁目７番13号メゾンレベスール101
清算株式会社　ＭＳ株式会社
代表清算人　渡辺　純三
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

甲府地方裁判所都留支部

令和８年（ヒ）第２０５６号

東京都新宿区西新宿六丁目11番３号Ｄタワー西新宿１０階
清算株式会社　株式会社リバーサイドホテル
代表清算人　水原　祥吾
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第２０部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１００６号

名古屋市熱田区沢上１丁目２番１２号
清算株式会社　株式会社ハウジングアート
１　決定年月日　令和８年１０月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第１号

香川県観音寺市坂本町五丁目１７番１７号
清算株式会社　新光実業株式会社
１　決定年月日　令和８年１０月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

高松地方裁判所観音寺支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２０２９号

東京都千代田区神田駿河台３丁目１番地２－405号
清算株式会社　株式会社バイオマスレジンエンジニアリング
代表清算人　神谷雄仁
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときは、清算株式会社に対し、各協定債権の全額につき、その債務を免除する。
２　前項の免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権のうちの元金額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以　上

東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第２０２８号

東京都千代田区神田駿河台３丁目１番地２－405号
清算株式会社　株式会社バイオマスレジン南魚沼
代表清算人　神谷雄仁
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときは、清算株式会社に対し、各協定債権の全額につき、その債務を免除する。
２　前項の免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権のうちの元金額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以　上

東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第１００５号

名古屋市名東区社台３丁目１８４番地４
清算株式会社　　株式会社五蘊
代表清算人　　古賀恵太
１　決定年月日　令和８年１０月７日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、本協定認可決定が確定した日（以下「本確定日」という。）において清算株式会社の全ての財産を換価回収した金銭から公租公課、特別清算手続に必要な費用等を控除した残額(以下、「弁済原資」という。)がある場合には、協定債権者らに対し、本確定日から２か月以内に当該弁済原資をその債権額に応じて按分して支払う。
２　前項の支払いがされたときは、清算株式会社は、協定債権者から、残債務の免除を受ける。
３　なお､本確定日において弁済原資がない場合、清算株式会社は、協定債権者らに対し、本確定日から１か月以内に弁済原資がない旨を通知するものとし、当該通知が協定債権者らに到達した時点で残債務の免除を受ける。
４　清算株式会社の清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権については、随時に弁済する。
５　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第２項又は第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

以上

名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続開始

令和８年（再）第２号

兵庫県西宮市山口町上山口４丁目２６番１４号
再生債務者　医療法人社団幸泉会
１　決定年月日時　令和8年10月7日午後3時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和8年11月27日まで
４　再生債権の一般調査期間　令和8年12月25日から令和9年1月15日まで

神戸地方裁判所第３民事部

再生計画認可

令和６年（再）第２号

静岡市葵区北安東５丁目３１番１６号
再生債務者　株式会社Ｅ－ＣＯＮ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨
　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法１７４条２項各号に該当する事由はない。
令和8年10月7日

静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再）第６号

静岡県牧之原市地頭方５３５番地２
再生債務者　ＫＺＫ株式会社（旧商号小塚建設株式会社）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨
　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法１７４条２項各号に該当する事由はない。
令和8年10月7日

東京地方裁判所民事第２０部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第４２号

千葉県四街道市物井783番地１　２街区１画地
再生債務者　三木　陽泉
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月26日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第７８号

埼玉県坂戸市千代田二丁目23番３号
再生債務者　古山　正和
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月24日まで

さいたま地方裁判所川越支部